

令和 8年度 市有地立木伐採業務委託

設計書

【設計図書】

(当初設計)

工事番号 第建 ー 74 号

路線名等

工事箇所 赤穂市 御崎 地内

工 種

工 事 費				概 要	
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更		増 減 額	
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	市有地立木伐採 1式	
請 負 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)		
執行方法	委託	施 工 日 数 または 施 工 期 限	令和8年12月11日まで		
(起工理由)					

契約数量表

費目・工種明細など		規格1・規格2	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減
本工事費						
緑地育成						
樹木整姿工						
高中木整姿工						
支障枝剪定						
枝払い剪定工		呑海楼付近	m2		40	
公園施設等 撤去・移設工						
樹木伐採・抜根工						
高木伐採						
支障木の伐採		幹周20cm未満	本		29	
支障木の伐採		幹周20cm以上30cm未満	本		18	
支障木の伐採		幹周30cm以上60cm未満	本		7	
支障木の伐採		幹周60cm以上90cm未満	本		1	
現場発生品及び支給品運搬			t		1	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し			t		1	

数 量 総 括 表

工 事 名	令和8年度 市有地立木伐採業務委託				事業区分		公園	
					工種区分		公園	
工 種・種 別・細 別・名 称	規 格	算 式			計算数量	設計数量	単位	摘 要
本工事費								
緑地育成								
樹木整姿工								
高中木整姿工								
支障枝剪定								
枝払い剪定工	呑海楼付近				40	40	m2	
公園施設等 撤去・移設工								
樹木伐採・抜根工								
高木伐採								
支障木の伐採	幹周20cm未満				29	29	本	
支障木の伐採	幹周20cm以上30cm未満				18	18	本	
支障木の伐採	幹周30cm以上60cm未満				7	7	本	
支障木の伐採	幹周60cm以上90cm未満				1	1	本	
現場発生品及び支給品運搬	：クレーン装置付 2t級 吊能力2.9t L＝7.0km以				1	1	t	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し					1	1	t	

特 記 仕 様 書

事業名

工事名

市有地立木伐採業務委託

工事施工箇所

赤穂市 御崎 地内

工事期間

契約書に定める工事の始期日～令和 8 年 12 月 11 日

兵 庫 県 赤 穂 市

第 1 章 総則

（特記仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、設計書、図面、兵庫県土木工事共通仕様書（最新版）及び第 2 章第 2 項に定めた準拠規格及び関係法令を遵守するとともに、この特記仕様書により施工しなければならない。

（主任技術者及び監理技術者）

第 2 条 受注者は、本工事に関する主任（監理）技術者を定め、その氏名を書面により発注者に通知しなければならない。主任（監理）技術者を変更したときも同様とする。

（技術管理）

第 3 条 主任（監理）技術者は、次に掲げる技術管理を実施しなければならない。ただし、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には、次の各号に追加することがある。

- （１）品質管理
- （２）写真、展開図による出来形管理
- （３）工程表による工程管理

（測定・試験値による措置）

第 4 条 主任（監理）技術者は、前条の管理図、結果表の測定若しくは試験値が著しく偏向している場合又はバラツキが大きい場合若しくは所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明し、施工計画の見直し等の措置を講ずるとともに、その結果表を監督員に報告し、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従わなければならない。

（出来形管理）

第 5 条 主任（監理）技術者は、工事の施工の順序に従い工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出しなければならない。

（工事写真）

第 6 条 前条の工事写真はサービス版とし、工事着手前、施工中（品質管理写真を含む。）及び完成後におけるそれぞれの写真の撮影箇所、枚数、整理方法等については監督員の指示に従うものとする。

（施工後明視できない箇所の測定・撮影）

第 7 条 水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することができない工事の施工箇所については、主任（監理）技術者は原則として監督員の立会を求め、測定及び工事写真の撮影を行うものとする。

(工事管理)

第 8 条 主任（監理）技術者は、横線式（バーチャート）又はネットワーク式その他による工程表を作成し、監督員に提出するとともに工程の完全な遂行を図らなければならない。

- 2 災害その他の事情により工事が遅延したときは、主任（監理）技術者は直ちにその理由、原因を書面により監督員に提出するとともに、進捗度の回復に努めなければならない。

(現場管理)

第 9 条 受注者は、現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負業者に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

監理（主任）技術者
 氏 名 ○○ ○○
 工事名 ○○○○○○○○○○○工事
 工 期 自 令和○○年○○月○○日
 至 令和○○年○○月○○日

写 真
 2 cm × 3 cm
 程 度

会社名 ◇◇建設株式会社 印

(交通誘導員の資格等)

第10条 本工事に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

資 格	資 格 要 件
１・２級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員	・ 警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・ 警備業法における指定講習を修了した者。 ・ 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第２条第１項第２号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が１年以上である者。

- 2 受注者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

受注者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると

確認できる次の資料のいずれかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習修了証明書（写し）
- ・警備業法施行規則第38条第2項に定める基本教育並びに同条第3項及び第4項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、並びに交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上であることを証明する書類。

提出書類一覧表

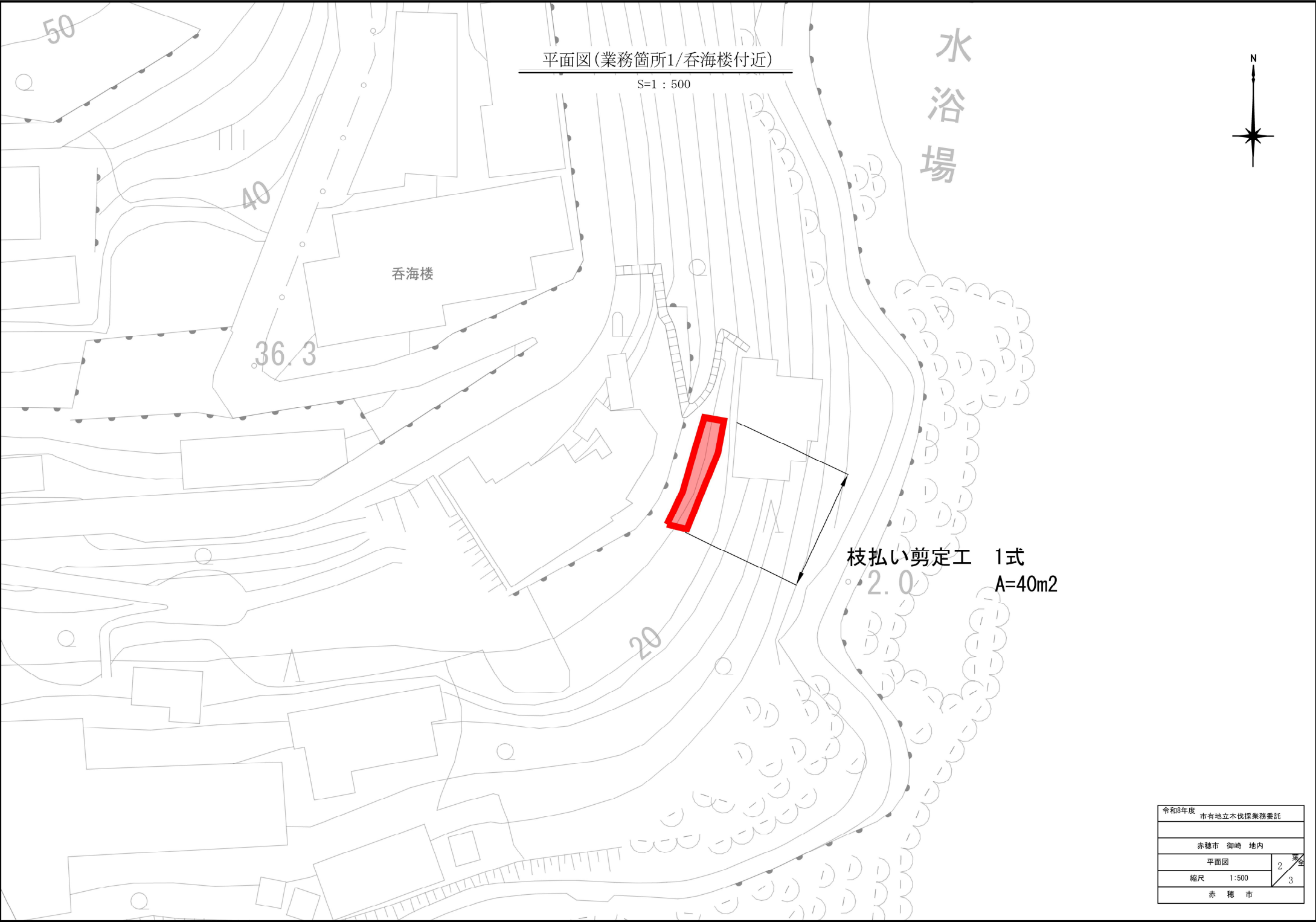
提出書類	提出時期	部数	提出	適用
現場代理人届(経歴書共)	着手時	1	○	
主任(監理)技術者届(〃)	〃	1	○	
工事工程表	〃	2	○	
施工計画書	〃	2	○	
工食用材料の承認願	〃	2		
下請負者選定届	〃	1	○	添付資料については、監督員の指示による
施工体制台帳	〃	1	○	工事担当技術者の施工体系図も含む
工事カルテ受領書	〃	1		
リサイクル法に基づく書面	〃	2		法律第 13 条及び省令 4 条に基づく書面
工食用材料の検査願	工事中	2		
施工承認図	〃	2		
週間工程表	〃	1	○	前週の工程会議の日に提出
月間工程表	〃	1		毎月 25 日以前に提出
工事履行報告書	〃	1		前月最終工程会議(打合せ)の日に提出
立会願・休日等の作業願い	〃	1	○	前週の工程会議の日に提出
工事打合簿	〃	1	○	
工事完了届	完了時	1	○	
工事引渡書	〃	2	○	
工事請負金請求書	〃	1	○	
出来形管理	〃	1	○	出来高数量総括表、出来形成果表、竣工図(展開図等)、再資源化等報告書、伝票 等
品質管理	〃	1		品質管理試験成績書、コンクリート打設報告書 等
安全管理	〃	1	○	新規入場者教育、安全教育・訓練等報告、KY 活動 等
工事写真	〃	1	○	
官公庁等への手続き	〃	1	○	道路使用許可、特定建設作業実施届出書 等
その他	随 時	1	○	監督員が必要とするもの。

補 足 事 項

- 1 本工事の施工にあたり、当然必要と認められる些少の工事箇所については、発注者・受注者で協議の上、監督員の指示に従い施工すること。
- 2 本工事の竣工後、監督官庁等の検査前における手直し及び監督員の指示する修繕は、受注者の負担にて行うこと。
- 3 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入を禁止する場合は、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 4 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は監督員に連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 5 受注者は、工事中における安全確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- 6 本工事は、前払金の対象であり、一般管理費等の補正は行っていない。（前払補正係数＝1.00）
- 7 本工事の施工にあたり、関係各所への申請等手続きが必要な場合は受注者の負担にて行うこと。
- 8 業務箇所1で発生する剪定枝葉等については、持ち出さず現地にて残存すること。
- 9 業務箇所2で発生する枝葉・幹については、日本海水バイオマスチップ工場（赤穂市西浜町1022-44）への運搬処理を予定している。
- 10 その他必要事項は、赤穂市契約規程による。



令和8年度 市有地立木伐採業務委託	
赤穂市 御崎 地内	
位置図	1 葉全
縮尺 1:5000	3
赤穂市	



平面図(業務箇所1/呑海楼付近)

S=1 : 500

呑海楼

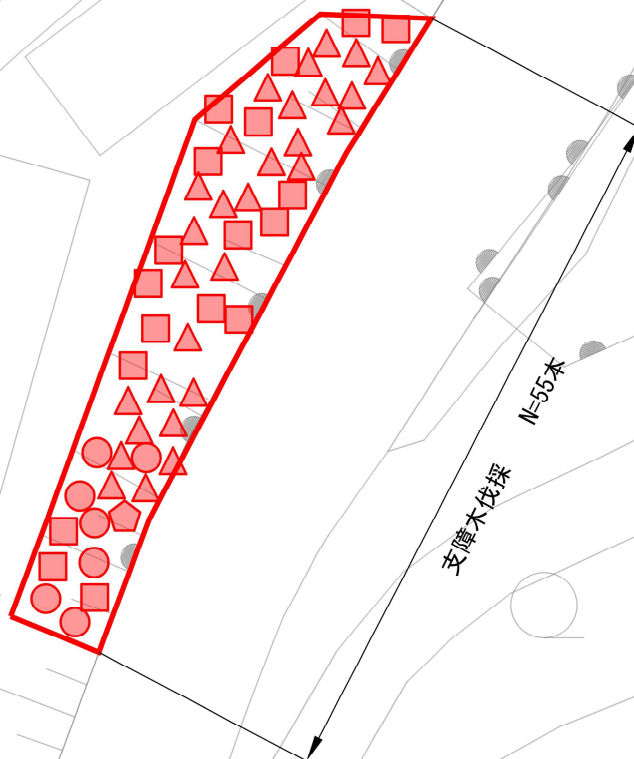
水
浴
場

枝払い剪定工 1式
A=40m²

令和8年度		
市有地立木伐採業務委託		
赤穂市 御崎 地内		
平面図	2	葉全 3
縮尺 1:500		
赤 穂 市		

平面図（業務箇所2/御崎）

S=1 : 200

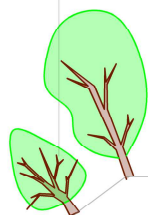


- ▲ : $C \leq 20\text{cm}$ N=29本
- : $20\text{cm} \leq C < 30\text{cm}$ N=18本
- : $30\text{cm} \leq C < 60\text{cm}$ N=7本
- ◆ : $60\text{cm} \leq C < 90\text{cm}$ N=1本

令和8年度		
市有地立木伐採業務委託		
赤穂市 御崎 地内		
平面図		葉 3 3
縮尺 1:200		
赤穂市		

支障木伐採

(参考図)



* 地際で切断すること。